

報告第18号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月16日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和7年8月7日	500円	東京都文京区水道二丁目16番4号 東邦薬品株式会社 東京営業部長 池田雅一	令和6年度に締結した契約に基づく代金の支払を遅延し、遅延利息相当額の損害を与えた。
令和7年8月7日	30,000円	東京都八王子市越野14番地の2 株式会社ジェイレンタル 代表取締役社長 榎戸宏朗	令和7年6月22日、賃貸借契約に基づき借り受けたノートパソコンを東京都議会議員選挙の当日投票管理システム用パソコンとして使用したところ、当該パソコン1台のモニターを破損させ、正常に起動できない状態にさせた。